

# サイバーセキュリティ対策支援事業 実施委託業務 仕様書

## 1 事業名

サイバーセキュリティ対策支援事業 実施委託業務

## 2 事業の目的

愛知県では自動車メーカーの協力会社がサイバー攻撃を受け、サプライチェーン全体が生産停止に追い込まれる事例が過去に発生しており、また、近年は事業停止のリスクを回避するため、大手企業を中心にサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策を点検し、対策が不十分な企業との取引を見直す動きも出ている。

県内企業のデジタル化・DXを推進するには、合わせてサイバーセキュリティ対策を講じる必要がある。また、本県の産業を止めることは出来ないことから、本事業により中小企業等のサイバーセキュリティ対策を支援し、サイバー脅威に対する正しい危機意識の醸成を図ることを目的とする。

## 3 事業内容

- (1) 実施体制の構築
- (2) サイバーセキュリティ対策の個別支援
- (3) サイバーセキュリティに対する意識の醸成
- (4) 成果報告の実施

## 4 委託業務

### (1) 実施体制の構築

事業の実施に必要な知識及び経験を持ち、過去3年以内の企業又は地方公共団体におけるセキュリティ診断、監査又はコンサルティングの実績を有する者を配置した実施体制を構築すること。

### (2) サイバーセキュリティ対策の個別支援

#### ア 支援内容の協議

サイバーセキュリティ対策の推進に必要な体制及び方針を明確にすることを目指し、人的・組織的対策の向上に資する個別支援の実施内容について県と協議すること。

(個別支援の例：企業単位の研修、セキュリティトレーニング、標的型メール訓練など)

#### イ 参加企業の募集

##### (ア) 募集対象

- a 愛知県内に本社又は営業所を持つ中小企業
- b あいち産業DX推進コンソーシアム会員の企業

##### (イ) 募集方法

企業の募集にあたっては、各種Webサイトへの掲載、メールマガジンにおける配信などで広く周知すること。

##### (ロ) 事業説明会の開催

参加企業募集及び事業周知のため、事業説明会を開催すること。

- a 開催時期：2026年6月～8月頃
- b 開催形式：原則として現地開催及びオンライン配信のハイブリット開催とする。

ただしワーキンググループ等のオンライン配信では効果が薄い方法で実施する場合には、現地のみの開催も認める。

c 実施内容：本事業の概要、参加者が実施する事項、応募方法等を具体的に説明すること。

(エ) 参加企業の選定

支援可能な企業数以上の応募があった場合の選定基準を県と協議の上決定すること。

選定基準に従って参加企業を 10 社以上選定すること。

ウ 支援の実施

(ア) 支援内容の事前説明及び調整

個別支援の実施前に、参加企業に以下のことについて事前に説明し調整を行うこと。

- ・ 支援実施前に準備すべきことの明示
- ・ 支援内容等
- ・ スケジュール

(イ) 支援の実施

参加企業に対して事前に説明及び調整した内容で支援を実施すること。

支援の実施にあたり、ヒアリング等により参加企業のサイバーセキュリティ対策状況を把握すること。

支援には複数回のフォローアップの実施を含むこと。また、支援の効果や参加企業の意向を踏まえ、現地確認に基づいたフォローアップを 1 回以上実施すること。

事前に説明及び調整した内容で支援できないなどの問題が発生した場合は、改めて企業と調整したうえで支援を再開すること。

(ウ) 支援実施状況・成果の活用

参加企業に対する支援の実施状況又は成果について、県内企業のサイバーセキュリティ対策の意識醸成を図ることを目的に、3（3）又は（4）において事例として活用すること。

活用の際には、参加企業のセキュリティ保護に配慮し、当企業の希望に沿った形にすること。

(3) サイバーセキュリティに対する意識の醸成

ア サイバーセキュリティ対策普及プログラムの提供

県内企業がサイバー攻撃の脅威やサイバーセキュリティ対策などについて学び、自社の対策に活用できるようなプログラムを提供すること。

（プログラムの例：記事や動画等のコンテンツ、セミナーなど）

実施時期や形式については、県と協議の上で決定すること。

プログラムの内容は、サイバーセキュリティ対策に関する最新情報や企業の取組事例など、時勢や県内企業のセキュリティ対策状況を踏まえたものであること。

4（2）の個別支援に不参加の企業も参加できるよう、可能な限り継続的または複数回提供すること。

(ア) 対象者

愛知県内に本社又は事業所を持つ中小企業等

(イ) プログラムの周知

各種 Web サイトへの掲載、メールマガジンにおける配信などで広く周知すること。

イ サイバー攻撃対策実践演習の実施

実際にセキュリティインシデントが発生した際の初動対応などの具体的なアクションについて実践的に学ぶ机上演習を実施すること。

(ア) 参加企業の募集

各種 Web サイトへの掲載、メールマガジンにおける配信などで広く周知すること。

(イ) 実施時期等

a 実施時期：2026年6月～2027年2月頃

b 実施形式：原則として現地開催とする。

また、「(2) イ (ウ) の事業説明会」と併催することを認める。

(4) 成果報告の実施

本事業で得られた成果を広く県内企業に展開するため、県が実施するデジタル化支援事業の合同成果報告会において、成果報告を行うこと。

なお、合同成果報告会は、県が2026年度実施する「デジタルナビゲート事業実施委託業務」の一環として開催する。

【2026年度成果報告会の想定】

ア 開催時期：2027年2月頃

イ 会場：名古屋駅周辺が望ましい

ウ 開催形式：原則として会場開催及びオンライン配信のハイブリッド開催

エ 対象者：あいち産業DX推進コンソーシアム会員を中心とした県内企業

## 5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

(1) 人件費：専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費：事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費：テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費：事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費：事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費：一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 賃借料：事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他：本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

## 6 成果物

・事業実施報告書（A4判） 1部

・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1式

・その他県が指示したもの

## 7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

## 8 その他

- (1) 県と実施した打合せについては議事録を作成し、都度、県へ提出すること。
- (2) 事業実施や事業周知は、県の他事業およびあいち産業DX推進コンソーシアム、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (3) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (5) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (6) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。